

平成 26 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 4 回臨時会	3 月 27 日	開 会
	3 月 27 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 3 月 27 日（木曜日）

第 4 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年第4回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

平成26年3月27日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	佐藤孝志君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤広志君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

---

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

---

議事日程 第1号

平成26年3月27日(木曜日)

午前10時00分 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 議案第 5 8 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 6 議案第 5 9 号 普通財産の貸付けについて
  - 第 7 議案第 6 0 号 普通財産の貸付けについて
  - 第 8 議案第 6 1 号 普通財産の貸付けについて
  - 第 9 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度南三陸町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。ご苦労さまでございます。本日の臨時会どうぞ  
よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年  
第4回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番後藤伸太郎君、2番  
佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたし  
たいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付  
したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第4回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第3回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、南三陸町立戸倉中学校の閉校についてご報告をさせていただきます。

昭和22年4月、戦後の新しい教育制度のもとに開校した戸倉中学校は、67年間の長きにわたり地域の皆様から親しまれ、地域に根差した学校として輝かしい歴史と伝統を築いてまいりました。

しかしながら、全国的な少子化に伴う生徒数の減少、加えて東日本大震災により少子化傾向が加速するという厳しい現実や、将来性豊かな子供たちの教育環境を考慮いたし、昨年9月の町議会定例会におきまして、通学区域の再編についてご決定をいただいたところであります。

これまで長きにわたり戸倉中学校の運営にご尽力をいただいた学校関係者及び地域の皆様方に、改めて敬意と感謝を申し上げます。

4月からは、新生「志津川中学校」としてスタートいたしますが、今後も子供たちが元気で伸び伸びと学業、スポーツに取り組むことができるよう、より一層の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度における窓口一部負担金の免除についてご報告を申し上げます。

東日本大震災により被災された被保険者に対する一部負担金免除措置については、3月20日に開催された宮城県後期高齢者医療広域連合運営連絡会議において、4月1日から1年間、国民健康保険の減免措置の基準に準じて実施することが決定されました。

この決定を受け今後の事務処理を進めてまいります。減免措置による保険給付費の推移等に留意し、補正予算対応が必要な場合には、いずれ改めまして議会に提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3月20日に発生し、同月22日までに及んだ町内一部地域における停電等の被害についてご報告を申し上げます。

3月20日午後から降り始めた大雪による着雪・倒木等を原因として、同日午後8時以降、志津川地区においては清水・大上坊地区及び中瀬町から1区までの範囲で、歌津地区においては伊里前から払川までの範囲で停電が発生し、この停電は、翌日となる21日午前2時28分には、計725戸に及ぶものとなりました。

この事態を受け、町では、20日午後9時に、副町長を本部長とする南三陸町暴風雪災害警戒本部を設置し、情報の収集等、必要な対応に当たったところであります。

警戒本部では、20日午後9時41分を第一報として、全町を対象とした防災行政無線放送を実施し、以後、逐次必要な情報の提供を行ったほか、受水槽から各戸向けの配水ポンプが停止することによる仮設住宅団地での断水事象に対応すべく、21日午前6時30分から、対象となる仮設住宅団地各世帯に対し、ペットボトル入り備蓄飲料水の配布等を実施したところであります。

なお、この停電は、3月22日の午前2時には一般住宅向けの配電について復旧し、同日午後4時50分には、町内全域において復旧いたしております。

このほか、停電以外の事案としまして、町道13路線、農・林道8路線において倒木による一時通行止め等が発生しましたが、いわゆる生活道路といった路線につきましては、現在までにその全てについて復旧をいたしております。

次に、災害廃棄物処理業務についてご報告を申し上げます。

震災直後から3年間にわたり実施してまいりました災害廃棄物処理については、予定どおり今年度末で終了することとなり、3月24日に戸倉在郷地区で行われた南三陸処理区の「業務終了祭」に出席してまいりました。

震災廃棄物の処理に当たりましては、当初の推計で約60万トンという膨大な量の瓦れきを目の当たりにして、町単独での処理には限界があると判断をし、宮城県に業務を委託して処理を進めることといたしました。

しかし、気仙沼市ブロックの処理施設建設用地の選定がおくれたことにより、平成23年度は町独自の処理を余儀なくされ、青森県三戸町の最終処分場への不燃混合瓦れきの受け入れをお願いしたほか、福島県いわき市には、木くずの再処理工場へ木材瓦れきの受け入れをお願いして処理を進めてまいりました。

その後、宮城県への委託業務については、気仙沼市ブロックに処理施設を3カ所建設の上分散処理をするという方針が固まり、当町分については、地元地権者の皆様及び関係者の皆様のご理解、ご協力により、戸倉在郷地区に用地を確保し、南三陸処理区として業務がスタートいたしました。

南三陸処理区の業務は、宮城県から清水建設JVが受注し、平成24年度から本格的な処理が開始され、当初の予定どおり2年間で膨大な量の瓦れきや津波堆積物の処理を終了したところであります。



震災後の3年間で処理を行った災害廃棄物、いわゆる瓦れきの総量は約49万トン、津波堆積物の総量は約17万トンとなり、合計66万トンのうち約57万トンが、砕石や再生土砂として再利用される見込みとなっております。

また、事業費については、町独自処理分が約62億円、宮城県委託処理分が約279億円で、合計341億円の見込みとなっており、全額が環境省管轄の国庫補助金事業の対象となります。

今後は、本業務が終了することにより、復興事業の加速化にもつながるものと考えており、地元地権者の皆様の初め、環境省、宮城県、災害廃棄物を受け入れていただいた県内外の自治体及び関係者の皆様方に、改めて感謝を申し上げる次第であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時07分 休憩

---

午前10時39分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、行政報告を終わります。

---

日程第5 議案第58号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第58号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第58号工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した寄木・葦の浜地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要性が生じたこ

とから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第58号の細部説明をさせていただきます。議案関係参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

当該寄木・葦の浜団地の現在の状況について、まずもってご説明いたします。

造成の全体の面積は、2.5ヘクタールほどございます。41世帯の戸建ての宅地を整備をしているところがございます。一番の大きな工事につきましては、土の掘削ということで、場外に搬出する土の量は全体で15万4,000立米ほどあるということがございますが、3月20日現在で約68%ほどの出来高というふうになってございます。工期につきましては、ことし9月30日までということで整備を進めているところがございます。

この3ページの図のピンク色の部分に非常にかたい岩、いわゆる硬岩と申しますが、硬岩が露出してきていると、今後の施工性などの観点から、現在は大型ブレーカーによって破碎し掘削してございますが、その工法を変更したいことから、あらかじめ変更契約として提案をしたものでございます。

硬岩の状況につきましては、この平面図上ピンク色で着色してございますが、最大で80メートル掛ける100メートル程度の範囲でございます。ボリューム的には、赤で表示してございますが1万7,000立米ほどと推定してございます。

次に、4ページをお開き願います。

先ほどの平面図のA-A断面という断面図を記載してございます。黒く山形になったラインが造成前のいわゆる地山のラインでございます。青い線が、ボーリング調査から推定した岩盤のライン、赤線が実際の岩盤のラインとなっております。

ボーリング調査から推定したラインとほぼ推定どおりの状況ではあるということがございますが、硬岩のかたさがボーリング調査で調査した以上に非常にかたいということで、工法の変更の必要性があるということで、施工性、経済性や周囲の環境なども考慮して、大型ブレーカーによる掘削から、ビッガー工法というものに変更をしたいということがございます。

ビッガー工法の概略につきましては、6ページをお開き願いたいと思います。

簡単に漫画的な部分で示してございますが、岩盤に対し最初に油圧のドリルで1メートルピ

ッチほどで穴をあけると、その穴にくさび、これがビッガーというものでございますが、それを挿入して油圧で破壊すると、その後、その破壊した岩を大型ブレイカーで小割りにして場外に搬出するという作業を繰り返すものでございます。

このビッガー工法そのものによって、工事費につきましては3億8,800万円ほど増額になります。そのほかに、これまで残土仮置き場が確定しておらず暫定的に発注をしてございましたが、残土置き場がほぼ確定したということで運搬距離が短縮して減額となる部分、大体金額にしまして1億4,200万円ほどございます。それを差し引いた額として2億4,625万4,040円を増額補正するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、本会議を休会し、現地調査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案については、本会議を休会し、現地調査をすることに決しました。現地調査のため本会議を休会いたします。

午前10時46分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、現地調査のため休会しておりました本会議を再開をいたします。

これより議案第58号の質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 現地を今見てまいりまして、実情、状況のことは把握をしたわけでありませぬ。

確認なんです、かたい岩盤だということで、特殊な工法で砕いて取り除くということでのかなりの経費がかかるわけです。当初の予算から見ると約4億円ぐらいの補正ということになるわけですが、補正は2億幾らですけれども、実質には4億円近く、3億幾らかかるということ。

ボーリング調査する際に、この説明書を見ますと、岩盤はあるということは当初からわかっておったということですが、その岩のかたさというのは、ボーリング調査の段階ではわから

なかったということなんでしょうね。その辺の確認です。

当初からわかっていたら、今こういう問題が出てくるわけがないんですね。だから、ボーリング調査のときにはわからなかったということになるわけですがけれども、どうなのでしょう。そのかたさというのは、ボーリング調査のときにわからないでいいものなのかどうか。言っている意味わかりますかね。そこまで調査はしなくてもよかったのかということ、岩のかたさまでね。探査機か何かでこう、あるいはやってみてね、掘ってみてぶつかったと。その段階でどれぐらいかたいのかということが判別できなかったのかどうか、その辺のところ。今後もしろいろと出てくると思うのでね。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 事前にボーリング調査の段階でそのかたさがわからなかったのかというご質問でございます。

ボーリング調査の場合、6センチ6ミリのコアを抜いていくような形になるのですが、ボーリング調査の状況を見ますと、亀裂が入っているかどうかという判別が大体主として、このように、一番高いところから宅盤まで17メートル600ぐらい実際あるわけですがけれども、実際のボーリング調査は約20メートルほど行っています。その過程の中で、どうしても試験するために一定のその抜いてきたものを圧縮試験で確かめるという方法はございます。ところが、その抜いている途中でそのかたい岩が、機械が穴をボーリングでもんでいくときに、コアを抜き取るときに、亀裂が入って試験ができないような供試体でどうしても出てきてしまうということで、あと、その太さも細いということで、正確な値がなかなか出てこないという状況の中ですので、現在のところは、出てきた大きい岩をもう一度その圧縮試験に付すべく太さでやった上で、岩のかたさというのは後々で確認はして工法選定にしております。ボーリング調査でできるときとできないときと、どうしても供試体が途中で亀裂が入って分断されてしまいますので、一軸圧縮試験を行う際には一定の長さで試験を行わなければなりませんので、非常に難しい状態だったという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 難しい状況であったがゆえに、今になってかたいところがわかったということはわかるんです。要は、その調査をするときに、かたいかやわいかをわからなくてもいいのかということ、私が言っているのはね。かたいためには途中で亀裂入って砕けて上まで持ってこられなくて調査ができなかったと、それはわかるのですけれども、それでもいいのかということですよ。調査費の中にそこまで調べる料金が入っていないのかということ

だ、そこなんです。入ったとすればこれも問題であって、入っていなければいいのですけれども。

だから、そのボーリング調査をする内容が、どこまでがやるべきなのか。石がありましたよ、土がありましたよだけで済むのかどうかということ質問しているのですけれどもね。これは課長がやっているわけじゃないから、何ともね。業者さんからいろいろ聞いた上の答弁でしょうからね。どうなんですか。設計でなく、何という会社ですか、その調査した会社、ここに来てもらうことはできませんかね。課長から聞くのはちょっと気の毒なんでね。やった業者本人から聞くから。この前に問題になったいろいろね。どこだったか、前回の議会にもいろいろ出てきて変更なりありましたよね。そのときにボーリングした会社どこだという話。同じ会社じゃないびよんね。違うんですか。今度は何という会社で、額が大きいものですからね。どこまで責任を感じてやっているのか。その業者に来てもらって聞きたいね、こんなやり方をするのであれば。どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 業者に来てもらえるかどうかというのは非常に、仙台に支店がある会社で国際航業という会社でございます。

その調査結果で、ボーリング調査はどこまでやるのかという部分については、その一軸圧縮試験までの費用は見てございません。岩の性質、かたさという部分につきましては、標準貫入試験という試験を行ってかたさの確認は行います。ただ、標準貫入試験で得られるデータというのは、ある一定のレベルまでしか、それ以上のものという判断でしかございませんで、非常に強固なものであるということには変わりはない岩質であるということは、ただ確認されたということでございます。

実際、こういった山を掘削する場合の標準の設計の方法のあり方といいますのは、まずバックホーで掘れるかどうかのかたさか、岩質かという部分。それで、掘れない場合、ブレーカーあるいはリッパーツきのブルドーザーで掘削が可能かどうか。もしそれ以外であれば、あとはいわゆる発破という工法しか、実際の標準の設計上は選択肢はございません。この時点で選択肢とすれば、近隣につつじ苑あるということもございまして、ブレーカーでの掘削という方法しか、設計上は見出すことはできないという状況でございます。

実際は、ボーリングの本数をもっと近隣を細かくやればなお結構でございますが、それが、先ほど議員にもご指摘ありましたとおり、あらかじめそのかたさを承知しておくべきじゃないかという部分については、何本コアを抜いても、同じような状況で出てくるケースがまれ

でございますので、きれいに抜けるコアを、いわゆる試験をできる程度のコアをとるというよりは、岩が出てきた時点で、改めて岩の強さを測定するテストピースを抜き取った上で工法選定をするというのが一般的だと思いますので、今回はそういった方法で、こういう工法に変更するというごさいます。

○議長（星 喜美男君） いいですか。ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第59号 普通財産の貸付けについて

日程第7 議案第60号 普通財産の貸付けについて

日程第8 議案第61号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第59号普通財産の貸付けについてから日程第8、議案第61号普通財産の貸付けについてまで、以上本3案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第59号から議案第61号までの3議案、普通財産の貸付けについてをご説明申し上げます。

本3案は、国道45号歌津大橋迂回路工事、国道45号志津川地区迂回路工事及び国道45号水尻

橋仮橋設置工事に伴う町有地の使用貸借について国より協議があり、当該町有地を工事期間中無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第59号から議案第61号までの細部説明をさせていただきます。

今回、国への無償貸し付けに関しましては、ご協議する箇所は、町長が提案理由で申し述べたとおり、全部で3議案の箇所に分かれております。提案する理由が同じでございますので一括提案とさせていただきました。

現在、被災地の宅地については町で買い上げが進んでございまして、逐次町有地化が進んでおりますが、宅地のかさ上げと同時に国道45号線のつけかえ工事が始まりますので、国道のいわゆる迂回路整備のために、今回無償貸し付けを行うものでございます。

では、具体的な場所については、議案関係参考資料を用いてご説明いたします。まず、10ページをごらんください。

これは伊里前地区の公図でございます。大変見にくくて恐縮でございますが、ちょうど肌色で塗り潰した部分、2カ所が今回の対象地になります。この場所は、三嶋神社前の内海百貨店のあった場所から坂を上って管の浜へ向かう場所になります。用途につきましては、歌津大橋の迂回路工事用地として貸し付けするものでございます。

続いて、15ページ、16ページ、17ページ、3ページでございますが、同時にごらんいただければと思いますが、この太い赤線で囲まれた部分のうち肌色で塗り潰された部分が対象地になります。この場所は、ちょうど南三陸警察署の跡地、水尻川から八幡町へ向かって八幡橋に至る一帯でございます。この場所につきましては、国道45号の迂回路工事用地として貸し付けするものでございます。

最後に、20ページをごらんください。

この場所は、水尻川沿いの大久保地内1カ所でございますが、水尻橋の仮橋の工事用地として貸し付けするものでございます。

では、次に、議案書のほうにお戻りいただきます。別紙として、3ページ、5ページ、7ページに、地番と地積等がそれぞれ列記してございますが、これを合計いたしますと、全部で

38筆で2,678.27平方メートル、約810坪になります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） この執行の皆さん方の議会の出席者に、私の目が悪いんだかわかりませんが、21人が掲載されておりますがね、20人。

こういうことは、議長の目で確かめるのか、どなたが何さ、形式的にね。前にもこういうことがあった。前には私は言わないんだけども、ここさ掲載されている方は皆さん出席していますか。私の勘定間違いかわかりませんが。せっかく出席者を名にするんですから。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時16分 休憩

---

午後 1時19分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、再開をいたします。

ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第59号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。



これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第62号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第62号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号平成25年度南三陸町一般会計補正予算の概要について、ご説明を申し上げます。

今補正につきましては、第8回復興交付金事業に係る配分額について追加の措置を講じたほか、復興関連事業の精査による復興費の減額並びにその財源である復興交付金基金繰入金の減額など、最終的な整備調整のための所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明を行わせていただきます。

まずは、1ページの議案書部分をごらんいただきます。今回、予算の総額から11億9,000万円ほど減額いたしまして、予算総額609億2,200万円ほどにするものでございます。

これを平成24年度の最終の補正予算の額と比較いたしますと、約407億円ほど減額されてございまして、増減率にいたしますとマイナスの40.1%でございまして、

予算総額の609億円を通常分と震災復興分に分類いたしますと、通常分が92億8,000万円、約15.2%、残りの516億4,000万円が震災復興分ということで84.8%になります。

また、予算総額のいわゆる投資的経費と目される普通建設事業費や災害復旧費の占める割合でございしますが、合計いたしますと307億円ほどになりますので、全体予算の50.4%が投資的経費という形になります。

では、続いて4ページをごらんください。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

今回、繰越明許費、5つの事業を追加いたします。繰越総額が4億3,663万3,000円になります。全体の事業費の4.85%の繰り越し、繰越率は4.85%になります。これら5つの事業の完成見込みは平成26年6月でございます。

また、廃止として、復興費の復興効果促進費で志津川地区都市再生区画整理事業3,500万円を計上してございます。

上欄の追加の部分で、12款の5項にも同様の事業で3,500万円は追加してございますが、この理由でございますが、前回、3月の補正で一度繰越明許費でこの部分には設定してございましたが、その後復興庁との協議によりまして、この事業については、効果促進事業から基幹事業へ組み替えをするということになりまして、その関係上、款項間の組み替えが生じてまいりますので、新たに追加した部分と廃止した部分がございます。事業の内容は同一のものでございます。

では、続いて6ページをごらんください。

執行予算事項別明細の総括でございますが、最終予算でございますので、予算額の構成比を申し上げたいと思います。

まず、1款町税1.5%、2款地方譲与税0.1%、3款、4款、5款につきましては0.0%でございます。6款地方消費税交付金0.2%、7款と8款も0.0%でございます。9款地方交付税18.9%、10款と11款については0.0%、12款使用料及び手数料0.1%、13款国庫支出金40.6%、14款県支出金7.0%、15款財産収入0.2%、16款寄附金0.2%、17款繰入金29.3%、18款繰越金0.1%、19款諸収入0.7%、20款町債1.1%、合計100.0%でございます。

歳出でございます。1款議会費0.2%、2款総務費6.3%、3款民生費23.3%、4款衛生費1.6%、5款農林水産業費2.3%、6款商工費3.0%、7款土木費0.6%、8款消防費0.7%、9款教育費1.3%、10款災害復旧費12.3%、11款公債費2.1%、12款復興費45.5%、13款予備費0.8%、合計100.0%でございます。

8ページをごらんください。

歳入でございます。

まず、9款の地方交付税でございます。今回特別交付税と震災復興特別交付税、3月交付がありまして額が確定いたしてございます。特別交付税につきましては、確定額で2億3,080万円4,000円、前年度から比較いたしますとマイナスの8.1%でございました。震災特交につき

ましては、決定額で75億2,648万1,000円、前年度と比較いたしますと15.3%の増でございます。今回、所要額を補正計上いたしました。

次に、13款国庫支出金の総務費の国庫補助金。総務管理費補助金で東日本大震災復興交付金20億円計上してございます。これは、第8次申請の決定分の追加補正でございます。全額一度、歳出予算では復興交付金の基金に積み立てするものでございますが、第8次までの総交付額を申し上げますと、710億3,000万円になります。

続いて、14款県支出金の商工費補助金、今回1,200万円減額してございます。事業復興型雇用創出事業助成金でございますが、今回、利用者につきましては、これも同様の事業が宮城県で実施しておりまして、この県の事業を活用するために、町の予算については今回減額するものでございます。歳出予算も同額の減額となっております。

15款の財産収入で不動産売払収入、今回町有地の売払収入で571万円計上してございます。これは、完成した藤浜の防集団地の土地売払代金、本年度中に3区間分納入されて収入にする見込みでございますので、その部分を計上してございます。この入ってきました売払収入につきましても、全額一度復興交付金の基金のほうに積み立てを行う予定でございます。

16款の寄附金。総務費の寄附金にふるさと納税寄附金と震災復興推進費寄附金でございます。

ふるさと納税の寄附金、本年度の収納見込みにつきましては、全体で2,900万円ほどになります。件数で461件でございます。ふるさと納税寄附金につきましては、ふるさとまちづくり基金に積み立てを行います。

次に、震災復興推進費の寄附金でございますが、本年度の収納見込みが5,900万円、件数で326件でございます。これにつきましては、震災復興基金に積み立てを行います。

17款の繰入金で復興交付金基金の繰入金に31億4,135万4,000円減額でございますが、これは復興土木費の事業調整によりまして、基金のほうに戻し入れをするものでございます。

同じく地域復興基金の繰入金も1億4,600万円ほど繰り入れ戻しをいたしますけれども、これは被災者住宅の再建支援事業で町独自支援分の事業費でございますけれども、その実績に基づきまして基金の繰り入れに戻すものでございます。

10ページをごらんください。

歳出でございます。

最々終の整理予算ということで、減額補正が目立っております。

まず、財産管理費でございます。今回、財政調整基金に7億6,000万円積み立てをいたします。積み立て後の現在高見込みといたしますと、67億7,000万円ほどになります。

まちづくり推進費で、ふるさとまちづくり基金に228万6,000円積み立てを行います。ふるさと納税の寄附金を積み立てますので、この基金の現在高見込みは1億600万円ほどになります。

6款商工費の労働対策費で19節に1,200万円、歳入でご説明申し上げましたとおり、利用者が宮城県が実施する同じ事業を活用するために、今回1,200万円減額するものでございます。

12款1項復興総務費、復興管理費の積立金で復興交付金の基金20億円の積み立てがございませう。歳入で説明いたしました東日本大震災復興交付金8次分の積み立て、それと、町有地の売払収入、合わせた部分を基金に積み立てるものでございます。

復興交付金につきましては、積み立て後の現在高見込みといたしましては、440億5,700万円になる見込みです。

3目の復興推進費の積立金、震災復興基金の積み立てでございませうが、320万円ほど積み立てた後の現在高見込みにつきましては、13億7,900万円ほどになる見込みでございませう。

4目の被災者住宅再建支援事業費、19節で1億1,800万円減額でございませう。これは、町独自支援分の事業でございませうけれども、本年度の補助の見込みが全体で2億3,500万円ほどになる見込みでして、事業の精算によりまして今回1億1,800万円ほど減額する予定でございませう。

12款5項復興土木費、1、道路事業費でございませう。13節の委託料で750万円減額でございませう。これは高台接続道路事業調査等委託料の減でございませうが、地区につきましては、歌津が4地区、志津川が1地区、戸倉2地区でございませう。本年度の実績見込みが1億2,250万円ということで、実績に基づいた残予算につきましては今回整理するものでございませう。

同様の理由で、15節の工事請負費1,260万円減額でございませう。この箇所につきましては、歌津が3地区、志津川1地区、戸倉2地区でございませう。本年度の実績見込みが4億4,740万円ということで、既定予算から残額を減額するものでございませう。

17節公有財産購入費と22節の補償補填及び賠償金につきましては、まず、公有財産の購入費でございませうけれども、これも減額補正でございませうが、高台避難道路の用地購入の減額分でございませうが、この予算計上額につきましては、志津川の中央地区と東地区に係る部分でございませう。その下の復興拠点道路用地の購入費の減額部分につきましては、志津川の中央地区、東地区、西地区に係る部分でございませう。高台接続道路につきましては、歌津地区においては、田の浦、馬場中山、伊里前、柘沢地区、志津川は東地区、戸倉は波伝谷、長清水地区に係る事業でございませうが、実績に伴う減額でございませう。

17節に連動して、補償補填及び賠償金も同様に減額されてございませう。

次に、3目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございます。今回、19節で1億2,100万円減額してございます。まず、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金につきましては、今年度の実績見込みが3億4,300万円になるということで、既定予算から残額分を減額補正するものでございます。下段の町単がけ近の補助金につきましては、今年度の実績見込みが2,500万円ほどになる見込みです。既定予算から残額分を補正減いたします。

12ページをお開きください。防災集団移転促進事業費でございます。

13委託料で3,100万円ほど減額になります。調査委託料の減額でございますが、今年度の実績見込みで3億6,200万円ほどになる見込みです。既定予算から不用分を減額してございます。

15節の工事請負費につきましては、防災集団移転の造成工事でございますけれども、歌津が8地区、志津川6地区、戸倉4地区で今事業実施してございますけれども、今年度の実績見込みが61億4,600万円ということで、不用になる予算につきましては減額補正するものでございます。

17節の公有財産購入費で21億2,000万円減額でございます。これは、被災住宅用地の買い取り実績に伴う減額でございます。3月25日の時点で買い取り筆数は1,818筆になります。

それと、19節の負担金補助及び交付金で1億円減額してございますが、これは移転補償費でございますけれども、今年度の申請件数がゼロだったために減額する内容となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ございませんか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

11ページのがけ地近接とか、それから移転事業の補助金が各種で減額になってはいますが、これは、予定していたけれども、なかなかそれが進まなかったということなんですか。今後の見通しはどうなんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 被災者住宅再建支援事業補助金の減額の状況ということでございます。この事業は町の独自支援事業でございますが、それで対象者に対して補助をするというものでございます。これまで相談会等を踏まえて、当初312件の方々がこの事業を年

年度内に適用するだろうという状況を見込んでおりましたが、最終的には231件の方にとどまっているという状況から減額になったということでございます。

状況を見ますと、この事業につきましては既に事業が完了した方も事業の対象者になるということで、年度内にそのうち申請に上がりますからといったような方もおりますし、年度内に事業が完了するというところをもちろんで町のほうに相談をかけている方が、どうも年度をまたいで完了するということですので、平成25年度に受け付けをしないで、終わった段階で補助金も交付も可能であるという事業でありますので、平成26年度に改めて別途予算計上してございますので、それに対応するということでございますので、年度内の最終的な申請者の数で今回補正減額をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、これからそれは出てくるだろうということですね。

それと、12ページの防災集団移転促進事業移転費補助金、これがゼロで全くできなかったということも同じようなことなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 12ページの19節の部分でございますが、これは防集団地が完了した後に家を建てる方に、利子相当分あるいは引っ越し代を助成するという事業でございます。今年度、藤浜が12月に完了して、登記の状況も踏まえて何名かは申請に出てくるのではないかという見込みを立てておりましたが、登記の申請等に時間を要しているということで、申請者がいないといえますか、相談はありますけれども、慌てて平成25年度でやるまでもない、平成26年度ということでのお話でしたので、対象者がいなくなったということで、来年度も60件分ぐらいは予算措置をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ページ数は8ページの県支出金、県補助金の、先ほどの課長の説明の中で、事業復興型雇用創出事業助成金、これは県事業のほうを優先してこちらを切ったということなんですけれども、この中身をもう少し、雇用だから人を使ったと思われるのですけれども、その中身を詳しくご説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） この事業は、震災で被災した後、新たに再開する方だとか、あるいは県内において必要な事業を始める方に関しまして、1人雇用して3年間に分けて最高

で225万円を補助するという、そういうような制度でございまして、震災後、平成25年度の途中までは、この申請の受け付けが県の地方振興センターでだけやっておったのですが、被災した各市町村のほうでもこの分をやっていただけませんかということで、それで来た事業なんです。

元来県の事業なんです、県のほうでも受け付けする。それから、町のほう、地元でも受け付けするという両方で来たのですけれども、今回、雇用してすぐに出すんじゃなくて、雇用して1年半たってから、その方をずっと雇用していますよとなつてからの申請なものですから、すぐに申請ではないのですが、町内でもそれを申請している方々がおられます。ただし、これを直接県のほうに申請しておられまして、平成25年度の6月補正でこの宮城県のほうからも、市町村でもやってもらえませんかと来たのですが、現在まで、地元からの県事業の申請がないものですから、今回整理しておろすというそういう内容でございまして。これは次年度も、平成26年度の当初予算にも同じ額は計上してございまして。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 年度途中までは県の補助でやってきて、それで町の申請が同じ人のために、町の場合はしなかったということなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） これは県の事業なんです、申請の受け付けを町のほうでもということで県のほうからされているのですが、その際に、受け付けだけじゃなくて、来たならばすぐそこで補助金を出すようにということで、県の事業なんですけれども、県のほうでも受け付けする、町のほうでも受け付けするということです。町内の方々はもう既に申請しておりまして、これは町が受け付けする前に県のほうに申請していたと、そういうようなこととございまして町のほうには申請がなかったと、そういうこととございまして。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 了解しました。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 12ページの6目、関連で伺いをしますが、藤浜団地が完成いたしましてかなりの時期が経過しておりますけれども、まだ恐らく引き渡しはなさっていないんだろうと思いますが、いつの時点で終わるのか。

それと、港を2カ所、今年度中に完成というふうになってはいますが、これらもいつごろ申し込んでいる皆様に引き渡しができるのかですね。余りにも時間がかかり過ぎるんじゃないか

なという気がいたしますので、できればもう少し短縮してというようなね、住民のそういう思いもありますので、計画どおりに工事が完了するようでありますので。住民のほうかそういう意見がかなりあるようですから、そこら辺の内容と今後の対応方について伺いをします。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから藤浜の団地の進捗状況と港についてお答えしたいと思います。

藤浜団地につきましては、収入の際、総務課長もお話しのとおり、とりあえず10件のうち3件につきましては既に契約を済ませていただいて代金等の納入をされて、今、所有権移転等の登記を途中でございます。そのあとの残につきましては、入居者の意向も踏まえながら随時貸し付けなり売買をしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つの港につきましては、あす完了となっております。並行して確定測量も現在しております、当初の計画では、おおむね完成してから2カ月から3カ月ということ考えておったのですが、法務局初め復興庁のほうといろいろさまざま協議いたしまして、やはり登記に時間がかかり過ぎるというふうなことで、先日、3月6日の日ですか、こちらに来た際いろいろご要望をやった結果として、気仙沼の法務局のほうでも、新年度から職員1名増員、あるいは、事業が時期に集中した場合に関しては全体的に支援体制を図りたいというふうなお言葉をいただいておりますので、町としても早期に入居に対して売り払い、貸し付けできるよう体制を確立しながら、短期の間に引き渡しをしたいというふうに考えている次第であります。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そういう考え方、短期ということだからね。どこが短期に、どこまでやったとなるかね、そこら辺が読めませんが。やはり2カ月から3カ月というのは、藤浜団地なんか何カ月になりますか。まだ3件しか、引き渡しが。そのような中で、やはり今言うとお人手不足というようなことですので、できるだけ早く、今の答弁のような内容で早目に進めていただきたい、そういうふうに思いますので、そんなことで終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません



か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時50分 閉会